

【委員会における議論のポイント】

今回の格付け結果は、高評価の B が 2 名、低評価の C、D が 7 名（C が 5 名、D が 2 名）となったが、この分かれ目となった主要なポイントは、報告書が、「組織防衛的動機」「構造的な問題」と指摘した部分をどう評価するか、ということであった。

この点につき、高評価者は「所管省との関係について触れた点は評価できる」（高）、「前例踏襲や組織防衛を優先する体質が根強く存在するとの分析は当を得たもの」（八田）、「心情面から深度のある動機を認定しており、説得力が認められる」（竹内¹）、「原因として組織防衛的な動機が挙げられていることは高く評価できる」（行方²）などとしている。

一方、低評価者は「旧労働省、厚生労働省の位置づけや、本機構最上層部の厚労省出向者・次官 OB の存在と本件虚偽報告の関係の調査が不十分」（久保利）、「多くの組織的な不祥事は、法令遵守よりも前例踏襲と組織防衛を優先する体質に起因するものであり、それをいうだけでは本件の特殊性について踏み込んだ検討とはいえない」（国広）、「通り一遍の分析で済ませている」（齊藤）、「厚労省からの出向者と機構の生え抜きの市松模様人事や、歴代理事長を務める厚労次官の存在に触れてはいるが、日本の国家組織全体に及ぶ問題としての情報公開理念の本源的欠落に踏み込んでいない」（塩谷）、「独立行政法人でありながら事務次官等の重要な天下り先として位置付けられている組織が、所管官庁に迷惑が及ぶような不祥事を抱え込むのはなぜなのか。その動機と出向者に与えられるミッションに肉迫できなかったことは、とても残念」（野村）などとしている。

第三者委員会は、厚労省（労働省）次官 OB である歴代理事長にヒアリングを行っているが、その詳細は報告書に記載されていない。それは「虚偽報告の存在の認識」が認定出来なかったためと思われる。

たしかに歴代理事長が虚偽報告を認識していた（＝法的意味での故意があった）とは考えにくい。しかし、格付け委員会の議論においては、①機構においては「次官 OB である理事長には実態を知らせない」という組織的共通認識があり³、②理事長側もあえてパンドラの箱を開けて数字の実態を知りたいとは思わない（少なくとも数字の真実性には関心がない）という「阿吽の呼吸」があったのではないかと、③これを探求して厚労省と機構の関係性に対する問題提起を行うことが本報告書のステークホルダーである「国民」の期待に応える第三者委員会の使命ではないか、という意見が複数の委員から提示された。

これに対して、本件の調査依頼主は機構であり、厚労省との関係まで踏み込むことは本来の任務の外にあり、これを使命と考えるのは第三者委員会に対する過大な期待ではない

¹ ただし、機構の内部統制システム不備と厚労省出身の歴代理事長の認識と責任についての調査がなされていないことなどから C 評価としている。

² ただし、内部統制システムの検証が乏しいこと、事情を知らなかったとされる理事長や理事の法令違反行為防止義務の検証がなされていないことなどから C 評価としている。

³ 報告書もこの点は認定している。

かという意見も出され、激しい議論がなされた。

議論の結果、明確な結論には至らなかったものの、以下の点については概ねの見解の一致をみた。

- ・第三者委員会は、法的責任の有無を認定する委員会ではなく、ステークホルダーが知りたいと考える実態、事案の真因を探求することを使命とする。
- ・この使命を果たすために、第三者委員会では、不祥事についての委員の経験則や見識に基づいた一定の仮説を立て、それを裏付けるための調査を行うことになる。
- ・この際、厳格な事実認定を行うことは当然であり、強引な「見込み調査」は許されない。
- ・仮説が調査により認定できない場合には、その旨を率直に記載すればよく、最大限の調査が尽くされていれば、報告書の評価は低いものにはならない。
- ・しかし、報告書で示すべき事実認定は「認識があった（なかった）」というような法的（規範的）事実に限られるものではない。インタビューの内容といった具体的事実（生の事実）を記載することにより、不祥事の真因に迫ることも可能である。
- ・本報告書は、これらの点が十分であったとはいえない（特に歴代理事長の認識についての踏み込み不足については、ほとんどの委員が同意している）。なお、この点を「C、D 評価とする理由」とするか、「A 評価にはできない理由」とするかは、委員により分かれた。

以上のような議論を経て、B 評価 2 名、C 評価 5 名、D 評価 2 名となった。

以 上